産 創 号 外 令和4年11月14日

関係団体 各位

山形県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所 からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(依頼)

本県の産業振興施策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加傾向が続いておりますが、冬に向けて、季節性インフルエンザも同時に流行し、多数の発熱患者が発生することが懸念されます。

こうした中、11月4日付けで厚生労働省から各都道府県へ事務連絡が発出され、新型 コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書 等の取得に対する配慮に関して、地域の事業主団体又は企業に対して要請するよう協力 依頼があったところです。

貴団体におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症に係る度重なるお願いについて、その趣旨を御理解いただき、会員企業への周知啓発に御尽力いただいているところですが、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、下記の点について、改めて会員企業に対して、広く周知啓発くださるようお願い申し上げます。

記

中小企業団体中央会 ◆ 4.11.14 ★ 第 887 号

1. 新型コロナウイルスについて

一 従業員又は児童等(以下、「従業員等」という。)が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発 行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。 やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要のない限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間(※)が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- ※ 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間(5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間)。
- ※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから 自主的な感染予防行動を徹底すること。
- 三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者(顧客や来訪者などを想定)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要のない限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書(紙)の提出を求めないこと。

2. 季節性インフルエンザについて

一 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

二 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が復帰する場合には、 医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

〔担当〕

山形県産業労働部産業創造振興課 課長補佐 柿崎

TEL:023-630-2134

日頃より経済産業政策をはじめとする政策の遂行に当たり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、各自治体におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。特に、本年8月には、従業員又は生徒等(以下、「従業員等」という。)が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないことについて、地域の事業主団体又は企業に対して要請を行っていただき、誠にありがとうございました。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています^{注1)}。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース^{注2)}においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。今般、上記の趣旨について幅広く周知を行う観点から、別添のとおり厚生労働省から事務連絡が発出されました。

同事務連絡では、本年8月に御依頼させていただきました新型コロナウイルス感染症に関するものに加え、季節性インフルエンザに感染した場合であっても、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないことなどを要請していただくよう依頼がなされております。

つきましては、各都道府県商工労働部局におかれましても衛生主管部局及び総務部局と連絡を密にしていただき、同事務連絡への確実なご対応をお願いいたします。

なお、各業界団体全国組織あてにも、経済産業省を含めた各省庁から、参考②—1,参考②-2のとおり会員企業あての要請をしていることを申し添えます。

経済産業省大臣官房総括審議官

新居 泰人

注1)「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日) 別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」(https://corona.go.jp/withcorona/)

注2)「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」(令和4年10月18日) 資料1 「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」 (https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf)